



2019 年 5 月 13 日

会 社 名 株式会社 山陰合同銀行
代 表 者 名 取締役頭取 石丸 文男
コード番号 8 3 8 1 東証第 1 部
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 井田 修一
(TEL 0852-55-1000)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 25 日開催予定の当行第 116 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当行は、本年 3 月 25 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示をしておりますとおり、コーポレートガバナンスの更なる強化と充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行います。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条に定める責任限定契約を締結できる旨の規定を追加いたします。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019 年 6 月 25 日（火）
定款変更の効力発生日 2019 年 6 月 25 日（火）

以 上

【 別 紙 】

変更の内容は、次のとおりであります。（下線部は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。	第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 12 条 (条文省略)	第 6 条～第 12 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 18 条 (条文省略)	第 13 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査 等委員会</u>
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 19 条 当銀行の取締役は 10 名以内とする。	第 19 条 当銀行の取締役(<u>監査等委員である 取締役を除く。)</u>)は、 <u>10 名以内とする。</u>
(新設)	<u>② 当銀行の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)

第 20 条 取締役は株主総会において選任する。 (条文省略) (取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新設) (新設) (新設) 第 22 条～第 23 条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。	第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> (現行どおり) (取締役の任期) 第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第 22 条～第 23 条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によっ</u>
--	---

(取締役会の招集) 第 25 条 取締役会の招集通知は会日より 5 日前に発する。ただし、緊急の必要あるときはさらにこれを短縮することができる。 ② 取締役および監査役<u>の全員の同意があるときは</u>、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	て定める。 (取締役会の招集) 第 25 条 取締役会の招集通知は会日より 5 日前<u>までに</u>発する。ただし、緊急の必要<u>がある</u>ときはさらにこれを短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(新設) (新設)	<u>(監査等委員会の招集)</u> 第 26 条 監査等委員会の招集通知は会日より 5 日前<u>までに</u>発する。ただし、緊急の必要があるときはさらにこれを短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(取締役会の決議の省略) 第 26 条 (条文省略)	(取締役会の決議の省略) 第 27 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(取締役への委任)</u> 第 28 条 当銀行は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) 第 27 条 (条文省略)	(取締役会規程) 第 29 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第 30 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員

(新設)	<u>会の定める監査等委員会規程による。</u> <u>(取締役の責任限定契約)</u> <u>第 31 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u>
<u>第 5 章 監査役および監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役の員数)</u> <u>第 28 条 当銀行の監査役は 5 名以内とする。</u>	(削除)
<u>(監査役の選任)</u> <u>第 29 条 監査役は株主総会において選任する。</u>	(削除)
<u>② 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> <u>第 30 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
<u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)

<u>(監査役会の招集)</u> <u>第 33 条 監査役会の招集通知は会日より 5 日前に発する。ただし、緊急の必要あるときはさらにこれを短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除) (削除)
<u>(監査役会規程)</u> <u>第 34 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u>	(削除)
第 <u>6</u> 章 計算	第 <u>5</u> 章 計算
第 <u>35</u> 条～第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条～第 <u>34</u> 条 (現行どおり)

以上